

加工施設再編等緊急対策事業 実施要領の制定について

27 生産第 2399 号
27 政統第 503 号
平成 28 年 1 月 20 日
農林水産省生産局長
農林水産省政策統括官 通知

制 定 平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生産第 2399 号、27 政統第 503 号

最終改正 令和 6 年 12 月 17 日付け 6 農産第 3545 号、6 畜産第 2552 号

加工施設再編等緊急対策事業については、先に加工施設再編等緊急対策事業費補助金交付等要綱（令和 4 年 12 月 9 日付け 4 農産第 3536 号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その細部について、別紙のとおり加工施設再編等緊急対策事業実施要領を定めたので、御了知の上、本事業の実施につき適切な指導を願いたい。

加工施設再編等緊急対策事業実施要領

制 定 最終改正 令和 6 年12月17日付け 6 農産第3545号、 6 畜産第2552号
農林水産省農産局長、畜産局長通知

第 1 趣 旨

加工施設再編等緊急対策事業の実施については、加工施設再編等緊急対策事業費補助金交付等要綱（令和 4 年12月 9 日付け 4 農産第3536号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

第 2 事業内容

本事業は、次に定めるとおり、製粉工場等再編合理化事業、精製糖工場等再編合理化事業、乳業工場機能強化事業及びばれいしょでん粉工場等再編合理化事業により構成され、各事業ごとの取組内容、事業実施主体等は、別記 1 から別記 4 までに定めるとおりとする。

- 1 製粉工場等再編合理化事業
別記 1 に定めるとおりとする。
- 2 精製糖工場等再編合理化事業
別記 2 に定めるとおりとする。
- 3 乳業工場機能強化事業
別記 3 に定めるとおりとする。
- 4 ばれいしょでん粉工場等再編合理化事業
別記 4 に定めるとおりとする。

附 則

この要領は、平成28年 1 月20日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成30年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の加工施設再編等緊急対策事業実施要領に基づく事業については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成31年 2 月 7 日から施行する。

- 2 この通知による改正前の加工施設再編等緊急対策事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和2年1月31日から施行する。
- 2 この通知による改正前の加工施設再編等緊急対策事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和3年1月28日から施行する。
- 2 この通知による改正前の加工施設再編等緊急対策事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和3年12月20日から施行する。
- 2 この通知による改正前の加工施設再編等緊急対策事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和4年12月9日から施行する。
- 2 この通知による改正前の加工施設再編等緊急対策事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和6年12月17日から施行する。
- 2 この通知による改正前の加工施設再編等緊急対策事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

(別記 1)

製粉工場等再編合理化事業

第 1 事業の概要

本事業は、国内産の小麦、大麦及びはだか麦（以下「国内産麦」という。）の持続的かつ安定的な受入体制を確立するため、製粉工場、精麦工場及び麦茶製造工場（以下「製粉工場等」という。）における製造コストの削減や効率的な加工体制の構築を図るための取組を支援するものとする。

本事業においては、製粉工場等の再編合理化を促進するため、次に掲げるメニューを実施できるものとする。この場合、事業実施主体においては第 8 の 1 に定める製粉工場等再編合理化事業実施計画書（以下「事業実施計画書」という。）を作成しなければならない。

なお、本事業の実施に当たり、事業実施主体は、原則として農業競争力強化支援法（平成 29 年法律第 35 号）に基づく事業再編計画の認定を併せて得るものとする。

1 製粉工場等の合理化

(1) 製粉工場等の廃棄・撤去

ア 製粉業等（製粉業、精麦業及び麦茶製造業をいう。以下同じ。）の廃棄を伴う製粉工場等又は施設等の廃棄・撤去

イ 製粉業等の廃棄を伴わない製粉工場等の廃棄・撤去

ウ 製粉工場等の一部の施設等の廃棄・撤去

(2) 契約済麦の引取円滑化

契約済麦（（1）の取組の対象となった製粉工場等を所有する製粉企業等（製粉企業、精麦企業及び麦茶製造企業をいう。以下同じ。）が生産者団体等との間で民間流通麦促進対策実施要領（平成 11 年 9 月 1 日付け 11 食糧業第 596 号（企画・加食・計画）食糧庁長官通知。以下「民間流通要領」という。）に基づき締結したは種前契約の対象である国内産麦であって、製粉工場等の廃棄前までに使用しなかったものをいう。以下同じ。）の確実かつ円滑な引取りの促進

2 製粉工場等の体質強化

製造コストの削減に向けた製粉工場等の施設等の整備（これに伴う設備の移転を含む。）

3 製粉工場等の多角化

高付加価値化及び製造コストの削減に向けた製粉工場等の事業の多角化を目的とした施設等の整備（これに伴う設備の移転を含む。）

第 2 事業の実施基準等

1 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により本事業を実施中であり、又は既に終了しているものについては、本事業の補助の対象外とする。

2 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、整備事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」（平成 19 年 9 月 21 日付け 19 経第 947 号農林水産省大臣官房長通知）及び

「過大精算等の不当事態の防止について」（昭和 56 年 5 月 19 日付け 56 経第 897 号農林水産省大臣官房長通知）によるものとする。

- 3 第 1 の 2 及び 3 の補助の対象となる機械器具設備は新品に限るものとし、第 1 の 1 の（１）及び 2 の取組においては、既存の機械器具設備の代替として同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新と見込まれる場合）は、本事業の補助の対象外とする。
- 4 施設の附帯施設のみの整備については、補助の対象外とする。
- 5 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費については、本事業の補助の対象外とする。

第 3 事業実施主体

交付等要綱別表 1 の事業実施主体の欄の製粉企業、精麦企業及び麦茶製造企業は、次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。

- 1 中小企業（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定めるものをいう。以下同じ。）に限ること。
- 2 輸入麦及び民間流通麦（民間流通要領第 2 の 2 に定めるものをいう。）の買受実績について、直近 3 年の年間平均数量が、小麦で 100 トン以上又は大麦で 10 トン以上の製粉企業等であること。
- 3 事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

第 4 成果目標

事業の成果目標等の内容は別表 1 に定めるとおりとする。

第 5 採択要件

- 1 取組の内容が第 4 の成果目標に沿っていること。
- 2 取組の内容が当該事業の趣旨に合致したものであること。
- 3 整備対象である施設及び設備が第 4 の成果目標の達成に直結するものであること。
- 4 整備対象である施設及び設備の能力・規模が当該事業の事業実施主体の規模、過去の業績等に鑑みて適正であること。
- 5 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（別添）に記載された各取組について事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施計画の添付資料として提出していること。
- 6 事業実施主体が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく基盤確立事業実施計画の認定等を受けている場合、採択に当たって、適切な配慮をするものとする。
- 7 その他別表 2 に定める要件を満たしていること。

第 6 補助対象要件等

交付等要綱別表 1 の 1 の（１）から（３）までの取組に係る補助対象要件等は、次のとおりとする。

- 1 製粉工場等の合理化

(1) 製粉工場等の廃棄・撤去

ア 補助対象となる製粉工場等

補助対象となる製粉工場等は、事業実施計画において、施設等の廃棄・撤去を行うこととしている製粉工場等（以下「廃棄工場」という。）とする。

イ 補助対象経費

(ア) 施設等の廃棄・撤去

補助対象は、2の(2)に掲げる施設等の廃棄・撤去に要する経費（他の製粉工場等への譲渡に係る経費を除く。）とする。

なお、廃棄工場の施設等を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいい、事業実施計画が作成されている場合にあっては、作成された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。）については、これを補助対象経費から控除する。また、補助対象経費には、製粉工場等の廃棄後の整地（舗装等を行っていない更地にする場合に限る。）に係る経費も含めることができるものとする。

(イ) 廃棄に係る製粉工場等の施設等の残余財産相当額の補填

a 補助対象は、2の(2)に掲げる製粉工場等の施設等（取得年月が明らかであって、その取得価額（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第126条及び第127条又は法人税法施行令（昭和40年政令第97条）第54条及び第55条に規定する方法により算出した減価償却資産の取得価額をいう。以下同じ。）が単価20万円以上のものに限る。）を廃棄する際に、当該施設等について、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「財務省令」という。）別表に掲げる耐用年数（以下「耐用年数」という。）に応じて旧定率法（所得税法施行令第120条第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条第1項第2号ロに規定する旧定率法をいう。）又は定率法（所得税法施行令第120条の2第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条の2第1項第2号ロに規定する定率法をいう。）により減価償却を行った場合の当該施設等の未償却分の残余財産相当額（以下「残余財産相当額」という。）とする。ただし、耐用年数を超えている施設等は対象としない。

b 個人において使用され、又は法人において本事業の用に供された中古資産については、当該中古資産が、当該製粉工場等においてaの耐用年数以上に設定されている施設等であって、かつ、aの要件を満たすものに限る。補助対象とすることができる。

c 補助対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。

(a) a又はbの施設等（以下「対象施設等」という。）を取得した営業年度（廃棄工場の営業年度又は事業年度等をいう。以下同じ。）における当該対象施設等の減価償却額は、当該対象施設等を取得した月にかかわらず、当該営業年度の期首にこれを取得したものとみなして算出するものとする。

(b) 廃棄工場において、対象施設等と当該対象施設等についての資本的支出（所得税法施行令第181条又は法人税法施行令第132条に規定する資本的支出をいう。以下同じ。）に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、それぞれについて別個

に減価償却を行っている場合にあっては、本体である当該対象施設等が耐用年数を超えているときは、当該資本的支出に係る部分の残余財産相当額については、補助対象とはしない。

(c) 対象施設等について資本的支出がなされ、当該対象施設等が耐用年数の期間内である場合には、当該対象施設等とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として区分し、それぞれについて a、b 並びに c の (a) 及び (b) の規定に留意して補助対象経費を算出するものとする。

d 対象施設等を売却して得た対価については、これを補助対象経費から控除する。事業実施計画が作成されている場合にあっては、作成された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに施設等を売却した場合であって、当該施設等に係る対価が c の (a) の規定に準じて算出した残余財産相当額を上回ったときは、その上回った額についても補助対象経費から控除するものとする。

(2) 契約済麦の引取円滑化

ア 補助対象となる製粉企業等

補助対象となる製粉企業等は、事業実施計画において、廃棄工場を所有する製粉企業等の契約済麦について、当該製粉企業等に代わって引き取り、契約済麦の円滑な流通に寄与する製粉企業等（以下「契約済麦引取企業等」という。）とする。

イ 補助対象経費及び補助率

(ア) 契約済麦引取企業等が廃棄工場の契約済麦を引き取る際に必要となる流通経費（廃棄工場の保管サイロ又は産地の生産者サイロ等の契約済麦の保管場所から契約済麦引取企業等の保管サイロまでの輸送運賃及び庫入出料）の実費を補助することとする。ただし、契約済麦に対して、民間流通要領第4の1の(1)の力の(エ)に基づき、民間流通連絡協議会において決定される条件付契約麦に対する生産者負担金（県間流通麦を引き取る場合の負担金をいう。）が、生産者から支払われる場合には、当該負担金の額を控除するものとする。

(イ) 補助率は、定額とする。ただし、補助金は1,000円／トンを上限とする。

2 製粉工場等の体質強化

(1) 補助対象となる製粉工場等

補助対象となる製粉工場等は、事業実施計画（第1の1の(1)のアの取組が再編合理化計画に含まれているものに限る。）において、製造コストの削減に向けた効率的な加工体制を構築するために施設等の整備を行うこととしている製粉工場等とする。

(2) 補助対象経費

次に掲げる施設等の整備に要する経費とする。

ア 機械器具設備

受入、加水、製造、計量、保管・貯蔵、搬送、排水・汚水処理、電気・動力、制御、配管、給水、換気・空調、分析等に係る設備及びその他製粉、精麦及び麦茶の製造に必要な設備の整備

イ 上屋等

製造施設等を覆うために必要な建築物、制御棟（室）（機械設備を集中的に管理運営するための建築物）及びその他必要な建築物の整備

ウ その他

機械器具設備及び上屋等の整備に係る設計費及び諸経費

3 製粉工場等の多角化

（１）補助対象となる製粉工場等

補助対象となる製粉工場等は、事業実施計画（第１の１の（１）のいずれかの取組が再編合理化計画に含まれているものに限る。）において、高付加価値化及び製造コストの削減に向けて事業を多角化するために施設等の整備を行うこととしている製粉工場等とする。

（２）補助対象経費

次に掲げる施設等の整備に要する経費とする。

ア 機械器具設備

麺、パン、プレミックスの製造に係る設備及びその他麦加工品の製造に必要な設備の整備

イ 上屋等

２の（２）のイに掲げる経費

ウ その他

２の（２）のウに掲げる経費

第７ 補助金の上限

本事業に係る補助金の上限は、１事業実施計画当たり４,０００万円とする。

第８ 事務手続

１ 事業実施計画の作成等

（１）事業実施計画の作成

事業実施計画は、別記様式第１号により作成するものとする。

（２）再編合理化計画の作成

ア 再編合理化計画の趣旨

事業実施計画に添付する再編合理化計画については、国内産麦の持続的かつ安定的な受入体制を確立するため、製粉企業等において、既存の製造施設等を再編合理化することにより、製造コストの削減、高付加価値化等を行い、もって効率的な加工体制を構築することを旨とした計画とする。

イ 再編合理化計画作成主体

再編合理化計画は、事業実施主体が作成する。

なお、再編合理化計画の作成に当たっては、あらかじめ、関係各所と十分な調整、協議を行った上で作成するものとする。

ウ 再編合理化計画の作成

再編合理化計画は、別記様式第１号により作成するものとし、目標年度は計画作成年度から３年度以内とする。

（３）事業実施計画の提出

事業実施主体は、（１）により作成した事業実施計画及び（２）のウにより作成した再編合理化計画を、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）

に提出するものとする。

2 公募方法

(1) 農産局長は、本事業の事業実施主体を選定するための公募を行おうとする場合は、あらかじめ、当該公募に係る要領及び審査基準等を農産局長が別に定める選定審査委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。

(2) 農産局長は、公募の実施により、応募者から提出のあった事業実施計画について、取組の内容及び成果目標が妥当であるか等について、委員会に意見を求め、採択優先順位の高い順に、予算の範囲内で補助金を交付することが妥当と認められる者を選定し、その審査結果を通知するものとする。

なお、委員会による指摘等がある場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した事業実施計画を提出することができることとするが、この場合にあっては、採択優先順位の変更は行わないものとする。

(3) 農産局長は、別記様式第2号により、委員会の審査結果について通知する。

3 事業実施状況の報告

(1) 事業実施主体は、本事業の実施初年度から目標年度までの間、毎年度、別記様式第3号により、本事業の実施状況を農産局長に報告するものとする。

(2) (1)の報告を受けた農産局長は、その内容について検討し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断される場合等には、当該事業実施主体に対して改善の指導を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

4 事業実施結果の評価

交付等要綱第29に基づく事業の評価については、次に掲げる方法で実施するものとする。

(1) 事業実施主体による事業評価

事業実施主体は、再編合理化計画の目標年度の翌年度において、再編合理化計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別記様式第4号により、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに、農産局長に報告するものとする。

(2) 農産局長による事業評価

ア (1)により報告を受けた農産局長は、事業評価の報告内容について、当該事業評価が再編合理化計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を評価するものとする。なお、評価結果は、外部の有識者で構成される委員会に諮るものとし、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果をとりまとめるものとする。

また、評価に当たっては、必要に応じて事業実施計画等との整合等を確認するものとする。

イ 農産局長は、アの評価の結果、再編合理化計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。

ウ イにより農産局長から指導を受けた事業実施主体は、指導に基づき事業評価を実施し速やかに農産局長に報告するものとする。

(3) 評価結果に基づく指導等

農産局長は、(2)による事業評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた

成果目標が達成されていない場合等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断される場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、別記様式第5号に定める改善計画を作成させるものとする。この場合において、事業実施主体は、更に1年間目標年度を延長し、再度（1）の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

（4）その他

農産局長は、原則として、事業評価を行った年度に、別記様式第6号によりその結果を公表するものとする。

第9 補助金の返還

国は、本事業において導入した施設等が事業実施計画に従って適切かつ効率的に利用されていないと判断され、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、既に交付された補助金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

(別表 1)

成果目標等
1 成果目標 (1) 成果目標は、次に掲げる目標を設定するものとする。 ア 本事業の実施後の製品重量当たりの製造コストを5%以上削減（複数の製粉企業等による事業実施計画においては、再編前の各工場の製造コストを加重平均した製造コストから7.5%以上削減） イ 本事業の実施後の工場における稼働率を5ポイント以上増加（複数の製粉企業等による事業実施計画においては、再編前の各工場の稼働率を加重平均した稼働率から7.5ポイント以上増加）させ、70%以上とする。 (2) 第1の1の(1)のアの取組のみを行う事業実施主体は、1の(1)の成果目標を必要とせず、対象廃棄工場における契約済麦が生じないこと又は対象廃棄工場から他の製粉工場等への契約済麦の引渡し100%を成果目標とする。 2 目標年度 本事業の目標年度は、事業実施年度から3年以内とする。

(別表 2)

採択要件
採択要件は次に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1) 第1の1の(1)のアの取組を行う場合は、契約済麦の引渡しを確実に実施すること。 (2) 第1の2の取組を行う場合は、単独又は複数の製粉企業等による事業実施計画において、第1の1の(1)のアの取組を併せて実施することとし、再編合理化後の日産設備能力の削減を図ること。 (3) 第1の2及び3の取組を行う場合は、本事業の実施後の事業実施主体の国内産麦の引取量の増加を図ること。 (4) 第1の3の取組を行う場合は、単独又は複数の製粉企業等による事業実施計画において、第1の1の(1)のいずれかの取組を行うものであって、整備する施設等は、国内産麦を使用した製品を製造するものに限ること。 (5) 第1の3の取組を行う場合は、多角化した企業の販売金額又は販売数量の5%以上の増加を図ること。 (6) 第1の2及び3の取組を行う場合には、原則として、1事業実施計画当たりの総事業費（第1の1に係る事業費を除く。）が4,000万円以上であること。

加工施設再編等緊急対策事業のうち製粉工場等再編合理化事業

事業実施計画書

事業実施年度： 令和 年度

都道府県・市町村名：

事業実施主体名：

製粉工場等再編合理化事業実施計画

基本情報

事業実施主体名	〇〇〇〇製粉株式会社	都道府県名・市町村名	●●県▽▽市
---------	------------	------------	--------

1 事業の目的及び事業実施計画の基本的な方針

例)： 【取組方針：製粉工場等の廃棄】 △△地区(港)にある複数の製粉工場施設を集約するため、〇〇工場、〇〇工場を廃止する。

(注)「基本的な方針」については、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるかを具体的に記載すること。

2 事業の完了予定年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 経費の配分及び負担区分

取組内容	総事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	その他	
例)：				
(1) 製粉工場等の合理化	円	円	円	
a 製粉工場等の廃棄、撤去	円	円	円	
b 契約済麦の取引円滑化	円	円	円	
(2) 製粉工場等の体質強化	円	円	円	
(3) 製粉工場等の多角化	円	円	円	

(注) (2)及び(3)の整備を予定している施設等の能力・規模は、(1)の取組により廃棄、撤去した施設等の能力と比較して設備が過剰とならないとともに、事業実施主体の過去の販売数量及び原料買受数量等の実績からみて適正であること。

(1)収入の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度精算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

(2)支出の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度精算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注)区分の欄は、取組内容を記載する。

4 添付書類

再編合理化計画及びクロスコンプライアンスチェックシートを添付。

加工施設再編等緊急対策事業のうち製粉工場等再編合理化事業

再編合理化計画書

策定年度：令和年度目標年度：令和年度

事業実施期間：令和年度～令和年度

事業実施主体名：都道府県・市町村名：

事業実施主体名：都道府県・市町村名：

事業実施主体名：都道府県・市町村名：

製粉工場等再編合理化計画

基本情報

事業実施主体名	〇〇〇〇製粉株式会社	都道府県名・市町村名	●●県▽▽市
	△△△△製粉株式会社		●●県▽▽市
	□□□□製粉株式会社		●●県▽▽市

事業担当者名及び連絡先	事業実施主体名	〇〇〇〇製粉株式会社	△△△製粉株式会社	□□□製粉株式会社
	ホームページアドレス			
	事業担当者氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	電話番号			
	FAX			
	E-mail			

1 事業の目的及び再編合理化計画の基本的な方針

例)：

【取組方針：製粉工場等の廃棄】

△△地区(港)の○箇所の製粉工場施設について、合理化を図るため、○○株式会社等が所有する○○サイロ及び△△株式会社が所有する△△△△を廃棄し△△製粉工場に再編統合する。また、地区内(港)の○○体制の見直しを行い、各製粉工場施設の操業度の向上を図ることで、生産コストを低減させる。

△△地区(港)にある複数の製粉工場施設を集約するため、○○工場、○○工場を廃止し、○○○○に新たな工場を建設する。

廃止する工場において播種前契約していた国内産麦を、○○○○により円滑に引き取る。

(注)「基本的な方針」については、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるかを具体的に記載すること。

2 製粉工場等の現状及び目標

- (1) 取組方針：製粉工場等の合理化
a：製粉工場等の廃棄、撤去

① 本計画の対象となる製粉工場等の現状（現状 令和〇〇年度）

施設名	日産設備能力 (トン)	稼働率 (%)	製造コスト (円/トン)	従業員数 (人)	原料加工数量(トン)		小麦粉生産量 (トン)	施設における課題等
					外国産麦	国内産麦		
△△△△ (△△株式会社)								例) 工場施設の老朽化に伴い、修繕費等のコスト増。
□□□工場 (□□株式会社)								例) 操業度の低迷。
計 (○工場)								

② 本計画の対象となる製粉工場等の再編合理化後の目標（目標 令和□□年度）

施設名	日産設備能力 (トン)	稼働率 (%)	製造コスト (円/トン)	従業員数 (人)	原料加工数量(トン)		小麦粉生産量 (トン)	再編合理化後の 製造計画 (トン)	再編合理化内容
					外国産麦	国内産麦			
△△△△ (△△株式会社)									例) 取り壊し。
□□□工場 (□□株式会社)									例) △△△△(△△株式会社)を□□□工場(□□株式会社)に再編合理化。
計 (○工場)									

③ その他期待される効果等

--

- (注1) 製粉工場等の廃棄及び撤去の対象は、製粉業、精麦業及び麦茶製造業の廃業に伴い施設等を廃棄する場合も含む。
(注2) 当該事業を実施するに当たり、事業実施主体の契約済麦の引取りが確実に行われること。
(注3) ①の欄については、原則、直近のデータとし、直近年が異常年であった場合は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均値を現状数値とすることができる。
(注4) ②の欄については、具体的な目標数値を記入すること。
(注5) 稼働率は、次式により算出すること。
製粉工場＝〔年間加工数量(トン)÷(1日あたり(24時間)の日産設備能力(トン)×25日×12ヶ月)(トン)〕×100
精麦・麦茶製造工場＝〔年間加工数量(トン)÷(加工総馬力数×5kg(標準1馬力1時間あたりの加工能力)×24時間×25日×12ヶ月÷1,000kg)(トン)〕×100

b: 契約済麦の引取円滑化

①本計画の対象となる製粉工場等の現状（現状 令和〇〇年度）

施設名	(参考) 外国産麦数量 (トン)	は種前契約数量(国内産麦〇〇年度)(トン)		は種前契約数量(国内産麦△△年度)(トン)		製品在庫数量 (トン)	施設における課題等		
		未引取数量 (注1)	引取済数量		未引取数量(注 1)			引取済数量	
			加工済数量	未加工数量 (注1)				加工済数量	未加工数量(注 1)
□□□工場 (□□株式会社)									
△△△ (△△株式会社)									
計 (○工場)									

②本計画の対象となる製粉工場等の再編合理化後の目標（目標 令和□□年度）

施設名	(参考) 外国産麦数量 (トン)	は種前契約数量(国内産麦)(トン)				製品在庫数量 (トン)	再編合理化後 の製造計画 (トン)	再編合理化内容
		引取済数量	未引取数量	再編合理化対象企業からの引取 数量				
				未引取分	未加工分			
□□□工場 (□□株式会社)								
△△△△ (△△株式会社)								
計 (○工場)								

③その他期待される効果等

--

(注1) 契約済麦の引取円滑化の対象は、当該事業実施主体と生産者団体等とのは種前契約により引き取ることとなっていた国内産麦(未引取数量)の他に、当該事業実施主体が既に引き取っていたものの、使用しなかったもの(未加工数量)も含む。

(注2) ②の欄については、具体的な目標数値を記入すること。

(2)取組方針：製粉工場等の体質強化

①本計画の対象となる製粉工場等の現状（現状 令和〇〇年度）

施設名	日産設備能力 (トン)	稼働率 (%)	製造コスト (円/トン)	従業員数 (人)	原料加工数量(トン)		小麦粉生産量 (トン)	施設における課題等
					外国産麦	国内産麦		
△△△△ (△△株式会社)								
□□□工場 (□□株式会社)								
計 (○工場)								

②本計画の対象となる製粉工場等の再編合理化後の目標（目標 令和□□年度）

施設名	日産設備能力 (トン)	稼働率 (%)	製造コスト (円/トン)	従業員数 (人)	原料加工数量(トン)		小麦粉生産量 (トン)	再編合理化後の 製造計画 (トン)	再編合理化内容
					外国産麦	国内産麦			
△△△△ (△△株式会社)									
□□□工場 (□□株式会社)									
計 (○工場)									

③その他期待される効果等

--

- (注1)製粉工場等の廃棄、撤去の取組による製粉工場等の廃棄(ただし、廃棄に伴い施設等を廃棄する場合を含み、複数工場を有する製粉企業等が一部の工場を廃棄する場合を除く。)を併せて実施すること。
- (注2)①の欄については、原則、直近のデータとし、直近年が異常年であった場合は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均値を現状数値とすることができる。
- (注3)1事業実施計画当たりの総事業費が5千万円以上であること。
- (注4)整備を予定している施設等の能力・規模は、(1)の取組により廃棄、撤去した施設等の能力と比較して設備が過剰とならないとともに、事業実施主体の過去の販売数量及び原料買受数量等の実績からみて適正であること。
- (注5)②の欄については、具体的な目標数値を記入すること。

(3) 取組方針：製粉工場等の多角化

① 本計画の対象となる製粉工場等の現状（現状 令和〇〇年度）

施設名	日産設備能力 (トン)	稼働率 (%)	製造コスト (円/トン)	従業員数 (人)	原料加工数量(トン)		製品生産量 (トン)	施設における課題等
					外国産麦	国内産麦		
△△△△ (△△株式会社)								
□□□工場 (□□株式会社)								
計 (○工場)								

② 本計画の対象となる製粉工場等の再編合理化後の目標（目標 令和□□年度）

施設名	日産設備能力 (トン)	稼働率 (%)	製造コスト (円/トン)	従業員数 (人)	原料加工数量(トン)		製品生産量 (トン)	再編合理化後の 製造計画 (トン)	再編合理化内容
					外国産麦	国内産麦			
△△△△ (△△株式会社)									
□□□工場 (□□株式会社)									
計 (○工場)									

B欄

多角化した事業	製品日産設備 能力 (トン)	原料加工数量(トン)		製品生産量 (トン)	再編合理化後の 製造計画 (トン)	再編合理化内容
		外国産麦	国内産麦			
〇〇						
△△						
計						

③ その他期待される効果等

--

(注1) 製粉工場等の多角化において対象となる施設等の整備は、国内産麦を使用した製品を製造するものに限り、その他事業に係る設備等の整備は対象としない。

(注2) ①の欄については、原則、直近のデータとし、直近年が異常年であった場合は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均値を現状数値とすることができる。

(注3) 1事業実施計画当たりの総事業費が5千万円以上であること。

(注4) 整備を予定している施設等の能力・規模は、(1)の取組により廃棄、撤去した施設等の能力と比較して設備が過剰とならないとともに、事業実施主体の過去の販売数量及び

原料買受数量等の実績からみて適正であること。

(注5) ②の欄については、具体的な目標数値を記入すること。

(注6) ②のB欄については、製粉工場等の多角化事業により多角化した事業毎に記載すること。

3 再編合理化のための事業計画

事業実施年度における具体的な事業内容

施設名	事業内容	実施(予定)年度	再編合理化内容	備考
△△△△ (△△株式会社)	国内小麦(約〇〇トン/年)及び輸入小麦(約△△トン/年)を 購入し、主にパン用に加工し販売等を行っている。			
〇〇サイロ施設 (〇〇株式会社)	△△株式会社及び〇〇株式会社からの委託を受け、国内小 麦(約〇〇トン/年)及び輸入小麦(約△△トン/年)の保管を 行っている。	令和〇〇年度	〇〇サイロ施設(〇〇株式会社)及び△△(△△株式会社)を〇〇〇工場(〇〇 株式会社)に再編合理化。	

(注1)事業内容については、製粉工場等の合理化であれば、①製粉業等の廃業を伴う製粉工場等又は施設等の廃業、撤去②製粉企業等の廃業を伴わない

製粉工場等の廃業、撤去③製粉工場等の一部の施設等の廃業、撤去、契約済麦の引取円滑化が分かるように具体的に記載。

(注2)製粉工場等の体質強化及び製粉工場等の多角化についても分かるように具体的に記載。

4 再編合理化のための所要額

(1)取組方針：製粉工場等の合理化

a.:製粉工場等の廃業、撤去【該当にチェック】

☐製粉業等の廃業を伴う製粉工場又は施設等の廃業、撤去

☐製粉工場等の廃業を伴わない製粉工場等の廃業、撤去

☐製粉工場等の一部の施設等の廃業、撤去

①施設等の廃業、撤去

(単位:円)

所有者名	廃業施設又は設備	総事業費	補助対象経費	控除分	国庫補助	備考
消費税相当額						
計						
消費税相当額						
計						
合計	—					

(注1)「総事業費」とは、補助対象にならない費用を含む事業費をいう。「補助対象経費」とは、補助対象となる費用のみをいう。

(注2)控除分(廃業に係る製粉工場等の施設等を得た対価)については、「補助対象経費」から除く。

(注3)「国庫補助」は、「補助対象経費」に補助率2分の1を乗じた額。

②廃棄に係る製粉工場等の施設等の残余財産相当額の補填

(単位:円)

所有者名	廃棄施設又は設備	補助対象経費 (残余財産相当額)	国庫補助	備考
消費税相当額 計				
消費税相当額 計				
合計	—			

(注1)「総事業費」とは、減価償却を行った場合の当該施設等の残余財産相当額。

(注2)「国庫補助」は、「補助対象経費」に補助率2分の1を乗じた額。

b: 契約済表の引取円滑化

契約済表引取企業等が対象廃棄工場の契約済表を引き取る際に必要となる流通経費。

(単位:円)

所有者名	受入先施設	受入数量 (トン)	総事業費	補助対象経費 (流通経費)	国庫補助	備考
消費税相当額 計						
消費税相当額 計						
合計	—					

(注1)「総事業費」とは、補助対象にならない費用を含む事業費をいう。「補助対象経費」とは、補助対象となる費用のみをいう。

(注2)「国庫補助」は、1,000円/トンを上限とする。

(2)取組方針：製粉工場等の体質強化

(単位：円)

所有者名	設置する施設等の内容				補助対象経費	国庫補助	工事予定期間	備考
	区分	面積・台数	単価	設置場所				
消費税相当額 計								
消費税相当額 計								
合計	—	—	—	—			—	

(注1)区分の欄には施設等が明らかになるよう記載すること。

(注2)建築工事に係る事業費の単価は、1㎡当たりの単価を記入すること。

(注3)「総事業費」とは、補助対象にならない費用を含む事業費をいう。「補助対象経費」とは、補助対象となる費用のみをいう。

(注4)「国庫補助」は、「補助対象経費」に補助率2分の1を乗じた額。

(3)取組方針：製粉工場等の多角化

(単位：円)

所有者名	設置する施設等の内容				補助対象経費	国庫補助	工事予定期間	備考
	区分	面積・台数	単価	設置場所				
消費税相当額 計								
消費税相当額 計								
合計	—	—	—	—			—	

(注1)区分の欄には施設等が明らかになるよう記載すること。

(注2)建築工事に係る事業費の単価は、1㎡当たりの単価を記入すること。

(注3)「総事業費」とは、補助対象にならない費用を含む事業費をいう。「補助対象経費」とは、補助対象となる費用のみをいう。

(注4)「国庫補助」は、「補助対象経費」に補助率2分の1を乗じた額。

5 事業の完了予定年月日

取組内容	年月日
(1) 製粉工場等の合理化 a 製粉工場等の廃棄、撤去 b 契約済麦の取引円滑化	
(2) 製粉工場等の体質強化	
(3) 製粉工場等の多角化	

6 経費の配分及び負担区分

取組内容	総事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	その他	
(1) 製粉工場等の合理化 a 製粉工場等の廃棄、撤去 b 契約済麦の取引円滑化	円	円	円	円
(2) 製粉工場等の体質強化	円	円	円	円
(3) 製粉工場等の多角化	円	円	円	円

7 収支予算(又は精算)

(1)収入の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度精算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円		円	
2 その他					
合 計					

(2)支出の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度精算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円		円	
合 計					

(注)区分の欄は、取組内容を記載する。

8 添付書類

【共通】

- (1) 取組の詳細及び事業費の内訳の詳細が分かる資料。
- (2) 「現状数値」の詳細が分かる資料を添付。
- (3) 直近3年の原料玄麦購入実績が分かる資料を添付。
- (4) 製粉工場等の合理化の契約済表の引取円滑化を実施する場合は、は種前契約数量の詳細が分かる資料(年産、産地、銘柄、荷姿、契約価格、保管場所等)を添付。
- (5) 参考資料として各製粉工場施設等の位置がわかる当該地域の地図及び施設の設計図等を添付。
- (6) 再編合理化に係る関係者の意思決定が確認できる文書を添付。
- (7) 製粉工場等の体質強化又は多角化を実施する場合は、事業実施後の販売計画等及び施設・設備の管理運営規程等を添付。
- (8) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合又は認定を受ける見込みがあることを確認できる資料。
- (9) その他、事業実施計画等申請書類の内容を補足する資料がある場合は、必要に応じて添付すること。

【製粉工場等の合理化】

- (1) 事業実施計画に記載した施設の廃棄、撤去前の施設の状態(写真等)、及び所要額の見積もり関係の資料。
- (2) 廃棄に係る製粉工場等の施設等の残余財産相当額が確認できるもの及び施設等の取得価格、取得年月日を確認できる資料。
- (3) 対象廃棄工場を所有する製粉企業等が国内産麦を所有している場合、契約済表引取企業等が対象廃棄工場の契約済表を引き取る際に必要となる流通経費(荷姿、輸送手段、輸送単価等)の確認資料。

【製粉工場等の体質強化】

- (1) 事業実施計画において、整備する予定とされた施設等の詳細資料(見積、写真、カタログ、型式等)。
- (2) 交付等要綱第32第2項に基づき費用対効果分析書類を作成すること。また、引用している数値の根拠を様式中に記載するか、資料を添付すること。

【製粉工場等の多角化】

- (1) 1事業実施計画当たりの総事業の所要額及びその内訳が確認できるもの。
- (2) 交付等要綱第32第2項に基づき費用対効果分析書類を作成すること。また、引用している数値の根拠を様式中に記載するか、資料を添付すること。

番 号
年 月 日

事業実施主体名

代表者氏名 殿

農林水産省農産局長

令和○年度製粉工場等再編合理化事業実施計画の審査結果について

令和○年○月○日付けで申請のあった令和○年度製粉工場等再編合理化事業実施計画については、加工施設再編等緊急対策事業実施要領（平成28年1月20日付け27生産第2399号農林水産省生産局長、27政統第503号農林水産省政策統括官通知）別記1の第8の2の規定により、補助金交付候補者として選定された※のでここに通知する。

なお、後日、貴○○に対して割当内示をするので、これに基づき進められたい。

※選定されなかった者に対しては、選定されなかったと記入するとともに、
なお書きを削除する。

別記様式第3号（第8関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地
名 称
代表者 （事業実施主体）

令和○年度製粉工場等再編合理化事業実施計画の実施状況報告（令和○年度）

加工施設再編等緊急対策事業費補助金交付等要綱（令和4年12月9日付け4農産第3536号農林水産事務次官依命通知）第28の規定により別添のとおり報告する。

（注） 関係書類として別記様式第1号第2の8の書類を添付すること。

添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

製粉工場等再編合理化事業実施計画の実施状況報告書

基本情報

事業実施主体名	〇〇〇〇製粉株式会社	都道府県名・市町村名	●●県▽▽市
---------	------------	------------	--------

事業担当者名及び連絡先	事業実施主体名	〇〇〇〇製粉株式会社
	ホームページアドレス	
	事業担当者氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	電話番号	
	FAX	
	E-mail	

1 事業の目的及び事業実施計画の基本的な方針

（注）製粉工場等再編合理化事業実施計画の1の「事業の目的及び再編合理化計画の基本的な方針」の内容を記載する。

2 製粉工場施設等の再編合理化後の状況

(1) 取組方針：製粉工場等の合理化

a. 製粉工場等の廃棄、撤去

本計画の再編合理化後の状況

施設名	日産設備能力 (トン)	操業度 (%)	製造コスト (トン/円)	従業員数 (人)	原料加工数量(トン)		小麦粉生産量 (トン)	再編合理化後の製造計画 (トン)	再編合理化内容
					外国産麦	国内産麦			
△△△△ (△△△株式会社)									
□□□□工場 (□□□株式会社)									
計 (○工場)									

再編合理化により発揮された効果等

--

--

再編合理化により発揮された効果等

--

(2) 取組方針：製粉工場等の体質強化
本計画の再編合理化後の状況

施設名	日産設備能力 (トン)	操業度 (%)	製造コスト (トン/円)	従業員数 (人)	原料加工数量(トン)		小麦粉生産量 (トン)	再編合理化後の 製造計画 (トン)	再編合理化内容
					外国産麦	国内産麦			
△△△△ (△△△株式会社)									
□□□□工場 (□□□株式会社)									
計 (○工場)									

再編合理化により発揮された効果等

(3)取組方針:製粉工場等の多角化
本計画の再編合理化後の状況

A欄

[illegible]

B欄

多角化した事業	製品日産設備能力 (トン)	原料加工数量(トン)		製品生産量 (トン)	再編合理化後の 製造計画 (トン)	再編合理化内容
		外国産表	国内産表			
〇〇						
△△						
計						

再編合理化により発揮された効果等

〒700-8565 岡山県岡山市東区北町1丁目1番1号

3 再編合理化における取組実績
再編合理化事業実施計画期間中における具体的な取組実績

施設名	事業内容	実施(予定)年度	再編合理化内容	備考
△△△△ (△△株式会社)	国内小麦(約〇〇トン/年)及び輸入小麦(約〇〇トン/年)を購入し、主にパン用に加工し販売等を行っている。	令和〇〇年度	〇〇サイロ施設(〇〇株式会社)及び△△(△△株式会社)を□□工場(□□株式会社)に再編合理化。	
〇〇サイロ施設 (〇〇株式会社)	△△株式会社及び□□株式会社からの委託を受け、国内小麦(約〇〇トン/年)及び輸入小麦(約〇〇トン/年)の保管を行っている。			

4 実績額

取組内容	総事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	その他	
(1) 製粉工場等の合理化 a 製粉工場等の廃棄、撤去 b 契約済麦の取引円滑化	円 円 円	円 円 円	円 円 円	
(2) 製粉工場等の体質強化	円	円	円	
(3) 製粉工場等の多角化	円	円	円	

(注) 製粉工場等の廃棄、撤去の総事業費は、製粉工場等を売却して得た対価を控除した額とする。

5 その他(取組状況報告に必要な項目)

6 添付書類

- (1) 取組の詳細及び事業費の内訳の詳細が分かる資料を添付。
- (2) 再編合理化後の「現状数値」の詳細が分かる資料を添付。
- (3) 参考資料として各製粉工場施設等の位置がわかる当該地域の地図を添付。

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地
名 称
代表者 （事業実施主体）

令和○年度製粉工場等再編合理化事業における評価報告（令和○年度）

製粉工場等再編合理化事業において、当初の製粉工場等再編合理化事業実施計画の目標の達成が図られるよう、加工施設再編等緊急対策事業費補助金交付等要綱（令和4年12月9日付け4農産第3536号農林水産事務次官依命通知）第29の規定により別添のとおり報告する。

※必要に応じて別記様式第3号の事業実施状況報告書を添付すること。

添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

別記様式4号(第8関係)

製粉工場等再編合理化事業に関する事業評価シート

基本情報

事業実施主体名	
都道府県・市町村名	
事業実施年度	〇年〇月〇日 ~ 〇年〇月〇日

1 事業の導入及び取組の経過

(1) 具体的な取組内容

(2) 成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容			
成果目標の達成状況		指標	達成率
	目標値		
	基準年（令和 年）		
	目標年（令和 年）		%
	改善計画実施結果		
	（令和 年）		
事業の実施による効果			
事業計画の妥当性		（理由）	
適正な事業の執行		（理由）	

(注)

- 1 「成果目標の具体的な内容」の欄については、様式第1号の再編合理化事業実施計画に記載した内容を記載すること。
- 2 「成果目標の達成状況」については、算出の根拠となる資料を添付すること。
- 3 「改善計画実施結果」については、成果目標が達成されていない等により、農産局長から指導を受けた場合に記入すること。改善計画に2年以上取り組む場合は、欄を適宜追加すること。
- 4 「事業の実施による効果」については、取組の総評を記入し、整備事業を実施した場合は施設の活用状況についても記入すること。
- 5 「事業計画の妥当性」及び「適正な事業の執行」の欄については、事業が適切に実行された場合には1を、それ以外の場合には0を記入することとし、その理由をあわせて記入すること。

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地
名 称
代表者 （事業実施主体）

令和○年度製粉工場等再編合理化事業における改善計画について
（令和○年度）

製粉工場等再編合理化事業において、当初の製粉工場等再編合理化事業実施計画の目標の達成が図られるよう、別添の改善計画で実施することとしたので、加工施設再編等緊急対策事業実施要領（平成28年1月20日付け27生産第2399号、27政統第503号、農林水産省生産局長、農林水産省政策統括官通知）別記1の第8の4の（3）の規定により報告します。

4 改善方策

(問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

--

5 改善計画を実施するための推進体制

--

別記様式第 6 号（第 8 関係）

加工施設再編等緊急対策事業のうち製粉工場等再編合理化事業の事業評価票

1 事業実施主体名：

2 事業実施期間：○年 ～ ○年

3 補助額（事業費）： 円 （ 円）

4 事業内容

5 成果目標の達成状況

成果目標の具体的内容 上段は実施要領上の成果目標 下段（ ）は事業者が定めた目標	達成状況		
	基準年（○年）	○年 （目標値）	達成率
製造コストを 5 %以上削減 （ %削減）			
稼働率を 5 ポイント以上増加 （ ポイント増加）			
国内産麦の引取量増加 （ トン増加）			
販売金額又は販売数量の 5 %以上の増加 （○○の %増加）			

6 評価

- A ：目標以上の成果を達成
B ：おおむね目標どおりの成果を達成
C ：目標未達

注：A～Cのいずれかに○を付けること。

7 農産局長の総合所見

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥
①	☐	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない ☐) 環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討
	申請時 (します)	(2) 適正な防除
②	☐	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない ☐) 環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減
③	☐	工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況の記録・保存 に努める
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしな いように努める
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討
	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止
⑥	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正 な処分
⑦	☐	食品ロスの削減に努める
⑧	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑨	☐	資源の再利用を検討

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止
⑩	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 (該当しない ☐) 生物多様性に配慮した事業実施に努める
⑪	☐	※特定事業場である場合 (該当しない ☐) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守
	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等
⑫	☐	みどりの食料システム戦略の理解
⑬	☐	関係法令の遵守
⑭	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
⑮	☐	機械等の適切な整備と管理に努める
⑯	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める

注1 (1) ①、②については、調達を行う農産物等が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 (平成6年法律第113号) 第42条に基づく一般輸入小麦のみの場合は※の「該当しない」の□にチェックしてください。また (6) ⑩、⑪については、※の記載内容に「該当しない」の場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時チェックは不要です。

注2 (7) ⑬の「関係法令の遵守」については、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 (昭和54年法律第49号)、悪臭防止法 (昭和46年法律第91号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (平成12年法律第116号)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (平成7年法律第112号)、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (令和3年法律第60号)、水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号)、労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号) 及び地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成10年法律第117号) を遵守することを示す。